



第 77 号

発行所
相馬市中村字桜ヶ丘54-1
(公社) 相双法人会
発行人
立 谷 一 郎
編集
広 報 委 員 会
発行日
令和7年11月4日

相双復興のあゆみ



イオン双葉店
(双葉町)



大野駅西交流エリア
(大熊町)

女性部会芸術鑑賞会

七月十一日、女性部会親睦交流事業として仙台市東京エレクトロンホール宮城で「劇団四季キャッツ・芸術鑑賞会」を開催した。

当日は、女性部会員十三名が参加した。開演前に昼食会で親睦交流を深め、公演では妖しくてキラキラとしたキャッツの世界。猫達の歌とダンス、細かな仕草や表情など普段とは違った世界観を堪能することが出来た。



青年部会総会

七月二十四日、如水（浪江町）にて令和七年度青年部会総会を開催した。会議には、立谷会長、石井相馬税務署長、五十嵐法人課税統括官を御来賓に招き、総勢二十五名での開催となった。

初めに吉田部会長から歓迎のあいさつし、石井相馬税務署長からご祝辞を頂いた。

報告事項として、令和六年度事業報告、令和七年度事業計画についてを報告した。

続いて、青年部会の会員拡大について、各会員からの紹介を今後も継続的に増やしていくことを周知した。

会議終了後、懇親会を開催し、久しぶりの浪江町での開催となり、昔話などを楽しみながら盛大に閉じた。



女性部会総会

八月六日、女性会総会をホテル夕鶴（相馬市）にて開催した。会議には、立谷会長、石井相馬税務署長、五十嵐法人課税統括官を御来賓に招き、総勢二十四名が集まった。

総会議題として、令和五年度事業報告について、令和六年度事業計画についてを報告した。

事業計画の中で、三年前から始まった食品ロスの削減について、今後も継続して行くことや、全法連の課題である健康経営について、登山やパークゴルフを通して「楽しく体を動かしながら永く健康に！」を目指し、今後も会員一丸となり続けていく。

相双地区税務団体協議会
令和七年度総会（夕鶴）

十月七日、相双地区の税務関係団体で組織する相双地区税務関係団体協議会の令和七年度総会が開催された。

立谷一朗会長の挨拶に続き、相馬税務署石井署長、柴田県税部長様より祝辞を頂き、議案が審議された。

議案について全員異議なく承認された。

その他として、各団体の活動状況について報告があり、震災・コロナの影響は未だに色濃く残っている状況である。

また、「キャッシュレス納付」に関する情報提供とその重要性について、国税におけるキャッシュレス化は着実に進展しており、今後ますます重要性が増していくため、各団体協力して情報提供を行っていく。

会議終了後、懇親会を開催し、会議の場では話しきれなかったことなど懇親を深めることが出来た。



全国女性フォーラム 「北海道大会」 札幌パークホテル



九月十八日、北海道札幌市「札幌パークホテル」にて、「自然と女性の活力で笑顔いっぱい北海道。〜明日をつなごう！未来につなごう！〜」をキャッチフレーズに、全国から約千六百名の女性部会員が一堂に会し、盛大に開催された。

記念講演会では、「水曜どうでしょう？」などを手がけるプロダクション代表「伊藤亜由美」氏による「ストーリーあるプロデュース〜北海道における人づくり・モノづくり・地域づくり〜」と題して番組が始まった当初の苦労話などをユーモアあふれる内容で話頂いた。

大会式典では、御来賓の方々より祝辞を賜り、北海道の各法人会女性部会の取り組みの紹介など、活動報告を行った。

また、今大会でも食品ロスの問題についても取り上げられ、依然と増え続ける食品のロスの対策について、今後の各会の活動の指針を考えるきっかけとなった。

相馬税務署表敬訪問

八月二十六日、相馬税務署にて新しく着任した石井福則署長へ立谷会長、本会副会長六名で表敬訪問を行った。意見交換を行った際には、相双地区のここ近年に起こった地震による被害の状況や、四年前の水害の被害状況。また、東日本大震災から十四年になるが未だに処理水の

問題など、抱えている問題が多い地区だということなどを伝えることが出来た。



法人会全国大会 「高知大会」

十月三日、高知県高知市「県民文化ホール」にて、法人会全国大会が開催され、当会からは、只野顧問が参加した。

全国大会は、法人会の「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、相互の交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に開催されている。

当日は全国から約千六百名の会員が参加し、令和八年度税制改正に関する提言の報告や、講演会では元ローソンジャパン社長都築富士男氏による「危機下の経営戦略を語る」と題して、経営の経験談などを交えながらご講演頂いた。

大会宣言では、「金利のある世界」への回帰を受け、国債の利払い費の増加が財政を圧迫しかねないことから、財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

また、日本経済の礎である中小企業の活性化を促進するため、「中小企業の活性化に資する税制措置」「事業承継税制の拡充」等の実現についても強く求め、それらを踏まえて令和八年度税制改正改正スローガンは次のようになった。

社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要。将来世代にツケを回さない仕組み作りを！

「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を！

企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を！

本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！



新サービスがスタート！

法人会の 「ビジネス・マッチング」

(アメリカン・エクスプレス提供)



新サービス「ビジネス・マッチング」の特長



ビジネス・パートナーの発掘や
新規開拓などをサポートする
法人会の新たな会員サービス



法人会会員同士のみならず、
日本全国の様々な業種の
企業とつながる機会を創出



登録料、利用料、対面イベント
参加費など、すべてが無料

新規開拓も人脈づくりもすべて無料！

詳しくはこちら



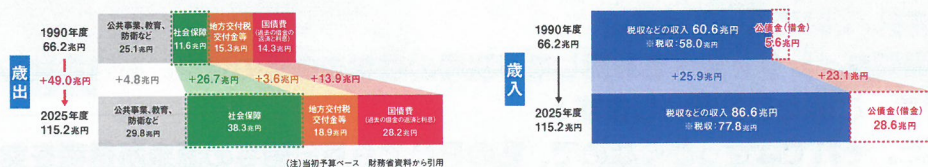
法人会からの提言

意見広告

税と社会保障の一体改革を!

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される「経営者の団体」公益財団法人全国法人会総連合（略称：全法連）は、9月26日開催の理事会において「令和8年度税制改正に関する提言」を決議しました。参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされましたが、社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるでしょうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなります。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要があることを求めました。また、世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められます。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠です。

1990年度と2025年度における国の一般会計歳入・歳出の比較



公益財団法人全国法人会総連合
会長 斎藤 保
株式会社IHJ特別顧問

令和8年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳入・歳出の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の案と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化
- (3) 償却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保障の適用範囲が拡大されたが、資金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税・贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置(80%控除可能)の延長
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)の延長 等

法人会とは

私たちが法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の関与ととも「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資する「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」を柱とした企業の活力向上がもたらす租税の増進、②適切な業務利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。*健康経営はNPO法人健康経営協会の登録会員です。



相馬税務署からのお知らせ

事務局も ダイレクト納付です！



税務署では、源泉所得税のダイレクト納付の利用を推進しています。

法人会事務局でも利用しています。

今回は、令和7年9月分の給与に係る源泉所得税について、実際に納付していただきました。

管野事務局長の感想などを参考に、会員企業の皆様も源泉所得税のダイレクト納付に挑戦してみませんか！

(写真：ダイレクト納付する管野事務局長)

(税務署) 相双法人会事務局では、既にダイレクト納付利用届出書を提出し、源泉所得税のダイレクト納付を利用していただいています。

今回は、実際にダイレクト納付を利用した事務局の感想を会員の皆様にお知らせしたいと考えています。ご協力をお願いします！

(事務局) わかりました。それではせっかくなので、私のPCで9月分給与の源泉所得税を実際に納付してみます。では、作業を始めます。

- ①インターネットに接続された事務局長のPCでe-Taxソフトにログイン
 - ②令和7年9月分の源泉所得税納付書(徴収高計算書)データを入力
 - ③事前に登録済みの銀行口座を指定し、本日付で口座振替するよう手続
 - ④メッセージボックスに「口座から引き落とししました」とのメッセージあり
- なんと、この間3分！！ とても速い！！

(税務署) 以前は、手書きの納付書を使って、銀行窓口で納付されていたようですが、ダイレクト納付との違いは何でしょうか？

(事務局) なんといっても早くて手軽です。今の時代、インターネットを利用し手続するのは一般的ですから何の違和感もありません。自分の席に座ったまま手続できるのが何よりも便利です。銀行の窓口に行ったり、順番を待ちたりする時間も節約できますしね。

ちなみに、毎月の住民税についても「eLTAX」のダイレクト納付ですよ！

(税務署) なんと地方税まで！まさに税務署がお勧めしているセールストークそのままですね～。
今日の様子は「そうそう」に掲載して、法人会の皆さんにお知らせしたいと思います。
ありがとうございました！

ダイレクト納付の積極的な利用をお願いします！

イー ネン チョウ
いいね!! e-年調

年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは・・・

1. 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
2. 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。



国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しています。



年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

従業員による3ステップ



※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体(保険会社等)から取得してください。
 なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。



※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナナンバーカードが必要です。
 マイナナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。



法人会の経営者大型総合保障制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
 無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
 最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取り扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

郡山支社相双営業所/福島県南相馬市原町区4-91-17あいおいニッセイ同和損保ビル4F
 TEL 0244-24-2646

AIG AIG損害保険株式会社

いわき支店/福島県いわき市平字小太郎町1-6いわきセンタービル4F
 TEL 0246-23-3145

F-2019-1016(2019年8月27日)
 19-073026 2021-8



アフラックは、1983年より
 「法人会福利厚生制度」を
 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
 お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
 アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
 法人会医療保険制度

「生きる」を創る。
Aflac

(引受保険会社)

アフラック

郡山支社

法人会フリーダイヤル

☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の
 募集代理店が行います。